

平成29年3月

測量・建設コンサルタント等業務入札参加にあたっての注意事項

契約検査課長

入札参加者は、関係法令のほか、横手市契約規則、設計書、図面、仕様書、契約事項を遵守してください。また、特に下記の点について、徹底してください。この注意事項に反する行為を行った場合、横手市建設工事等入札参加者指名停止基準の規定により、指名停止等を行うことがあります。

1. 申請内容の変更にかかる届出について

入札参加資格申請書の内容に変更が生じた場合には、変更にかかる書類を添付の上、速やかに「横手市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格申請書記載事項変更届」を提出してください。その際は、変更届提出要領により作成し、提出してください

2. 営業所実態調査の実施について

入札参加資格の適正な管理のため営業所実態調査を実施します。調査の結果によっては説明を求め、改善指導を行う場合があります。改善がみられない場合は、指名の回避、指名の停止または有資格者名簿から削除することがあります。

3. 横手市インターネットホームページの確認について

基本的な連絡は、市ホームページにて掲載します。条件付き一般競争入札の発注案件については毎週木曜日に公告書を秋田県電子入札システム上で公表します。指名通知等は、秋田県電子入札システム（紙入札業者はFAX）で該当者に通知します。

4. 確認・連絡の徹底と期限の厳守について

市では指名通知等については、原則秋田県電子入札システムにて通知しますが、紙入札の場合はFAXで通知いたします。指名通知等をFAXで受信した場合、様式は問いませんので、契約検査課に必ず受信した旨のFAXをお願いします。また、入札参加申込等については時間厳守をお願いします。締切以降に申込をしたものは、受付できませんので時間に余裕を持って申込をしてください。

5. 入札会について

原則電子入札ですが、紙入札となる場合があります。入札会に参加する場合は、入札心得、入札傍聴人心得等を熟読していただき、円滑な会の進行が出来るようご協力をお願いします。会の開始時刻以降の入室や、会話など、会の進行を妨げる行為は厳に慎み、節度

をもって参加くださるようお願いいたします。これらについては、再入札会・くじ引きの場合も同様です。

なお、市では入札結果等について全て事後公表としております。指名を受けた方以外には入札・開札の日程は公表しておりませんので、案件について問い合わせがありましても、会の終了までは公表出来ません。

6. 落札者に対する資料提出の依頼について

落札者に対し、契約締結までに社会保険料納入確認書を提出していただき、その未納がない事を契約締結の条件としています。なお、この確認書は、落札日以降の日付のものとなります。

確認書の様式は、市ホームページに掲載しております。「法人又は任意適用事業所用」「個人事業主用」の2種類のうち該当する方をご使用ください。必要事項をご記入の上、事業所を管轄する年金事務所に提出して確認をうけてください。

※落札された場合に、契約締結までに提出していただく確認書です。入札参加の時点では必要ありません。

なお、未納によりこの確認書の提出が出来ない場合、市では契約を締結いたしません。